

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度等
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

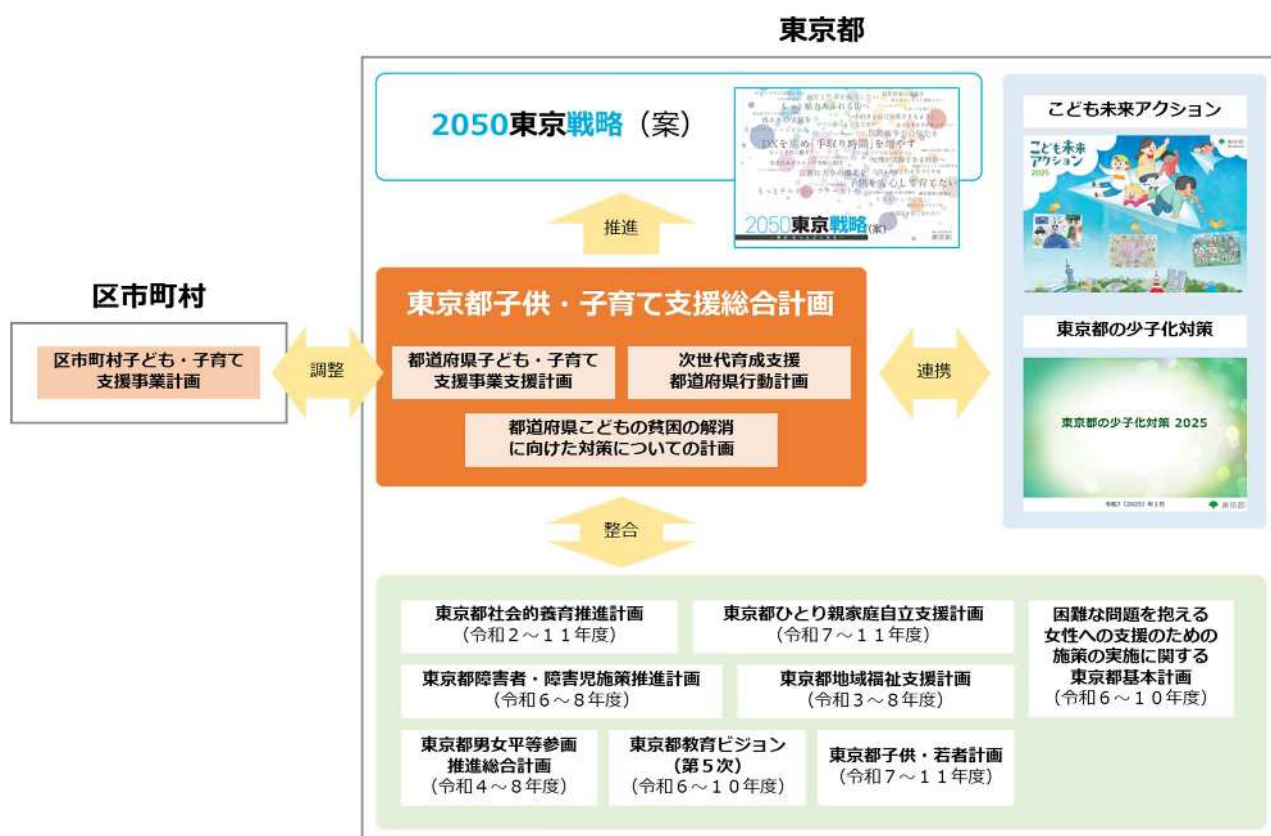
1 計画策定の趣旨

- 我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められました。
- そうした状況を受けて、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- また、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）も改正され、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が令和 6 年度末まで 10 年間延長されました。
- 平成 26 年 1 月には、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。
- 平成 26 年 7 月には、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）が告示されました。
- こうしたことを踏まえ、子ども・子育て支援法及び次世代法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成 26 年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。
- 平成 29 年度末には、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値の更新並びに子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確化するなど、第 1 期計画の中間見直しを行いました。
- 国においては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、令和元年 5 月、子ども・子育て支援法を改正し、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。

- 都においては、令和元年12月、今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」を取りまとめました。
- こうした状況や、これまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、令和2年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」を策定しました。
- 「『未来の東京』戦略」の策定や「東京都こども基本条例」の施行、子供政策連携室の設置を背景に、少子化の進行やコロナ禍の影響などを踏まえ、令和4年度末、新規事業の追加や、保育サービス・学童クラブの整備目標を更新するなど、第2期計画の中間見直しを行いました。
- 令和4年6月には、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、児童等に対する家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、児童福祉法が改正されました。
- 令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同年12月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。
- 令和6年5月には、次世代法が改正され、法の有効期限が令和16年度末まで10年間延長されました。
- 令和6年6月には、子どもの貧困対策法の改正により、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。こども大綱の記述を踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」が具体化されました。
- 令和6年10月には、子ども・子育て支援法が改正され、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充が図られました。
- こうした状況や、これまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

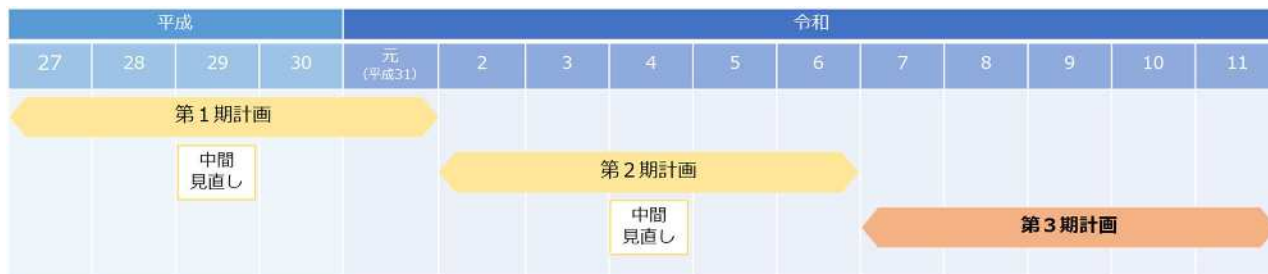
2 計画の性格

- 本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第 62 条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第 9 条に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困解消法第 10 条に基づく都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画とを合わせて一体的に策定するものです。
- また、本計画は、「2050 東京戦略（案）」を推進する計画と位置付けるとともに、毎年度策定される「こども未来アクション」及び「東京都の少子化対策」と連携し、東京都の他の関連する計画と整合を図り、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



3 計画期間

- 本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。



4 計画の構成

- 本計画は、5つの章で構成しています。
- 第1章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。
- 第2章では、計画策定に当たって実施した子供の意見を聴く取組の結果や、都の取組との関連などを示します。
- 第3章では、目標ごとに取り巻く状況や現状と課題、施策の方向性、具体的な都の取組を示します。
- 第4章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。
- 第5章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会・都民の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

5 子ども・子育て支援新制度等

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

新制度では、就学前の子供に教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されています。

また、「子育てのための施設等利用給付」として、幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

◆子ども・子育て支援新制度における給付・事業

子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付

児童手当法等に基づく児童手当等の給付

妊婦のための支援給付 ※令和7年4月から

妊婦であることの認定後に5万円及び妊娠しているこどもの人数に5万円を乗じた額を支給

子どものための教育・保育給付

教育・保育給付認定子どもが幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付

■施設型給付費…幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園

■地域型保育給付費…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

子育てのための施設等利用給付 ※令和元年10月から

施設等利用給付認定子どもが幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付

■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度） ※令和8年4月から（予定）

月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

②延長保育事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

⑤放課後児童健全育成事業

⑥子育て短期支援事業

⑦乳児家庭全戸訪問事業

⑧・養育支援訪問事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

・子育て世帯訪問支援事業

・児童育成支援拠点事業

・親子関係形成支援事業

⑨地域子育て支援拠点事業

⑩一時預かり事業

⑪病児保育事業

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

⑬妊婦健診

⑭産後ケア事業

⑮乳児等通園支援事業 ※令和7年度限り（こども誰でも通園制度）

仕事・子育て両立支援事業

■企業主導型保育事業

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

■中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

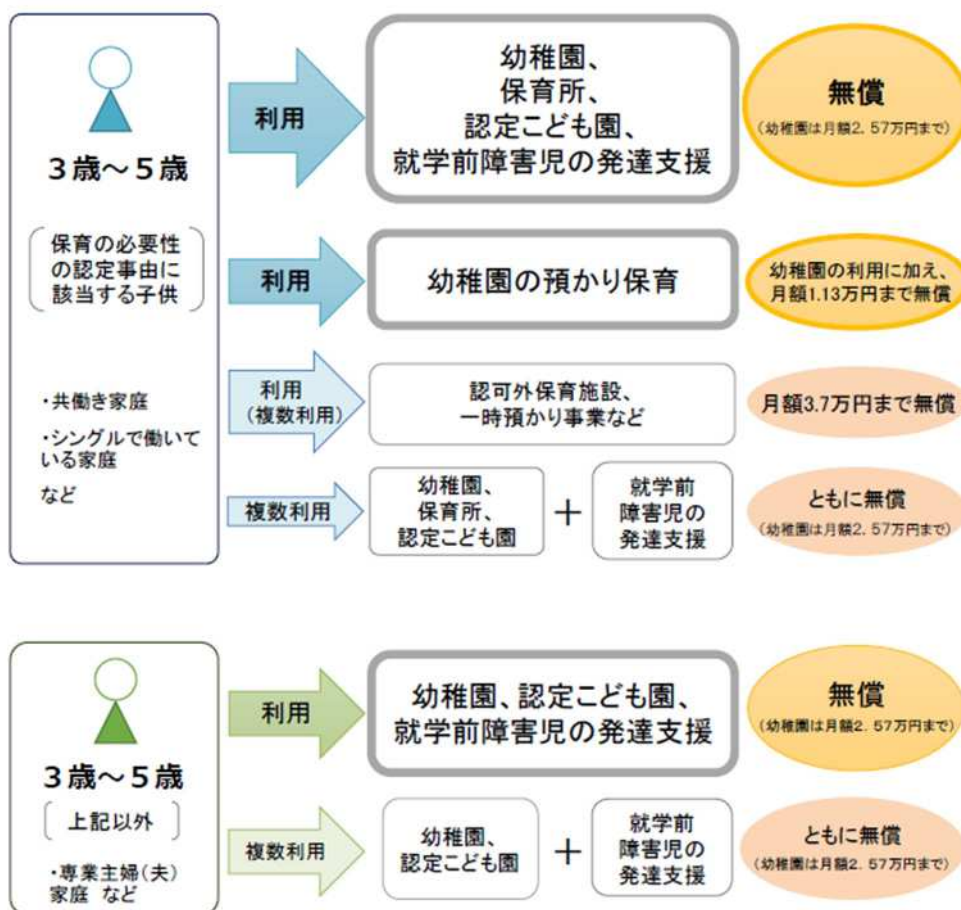
区市町村主体

国主体

(2) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月の子ども・子育て支援法改正等に基づき、主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供の利用料が無償化されています。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

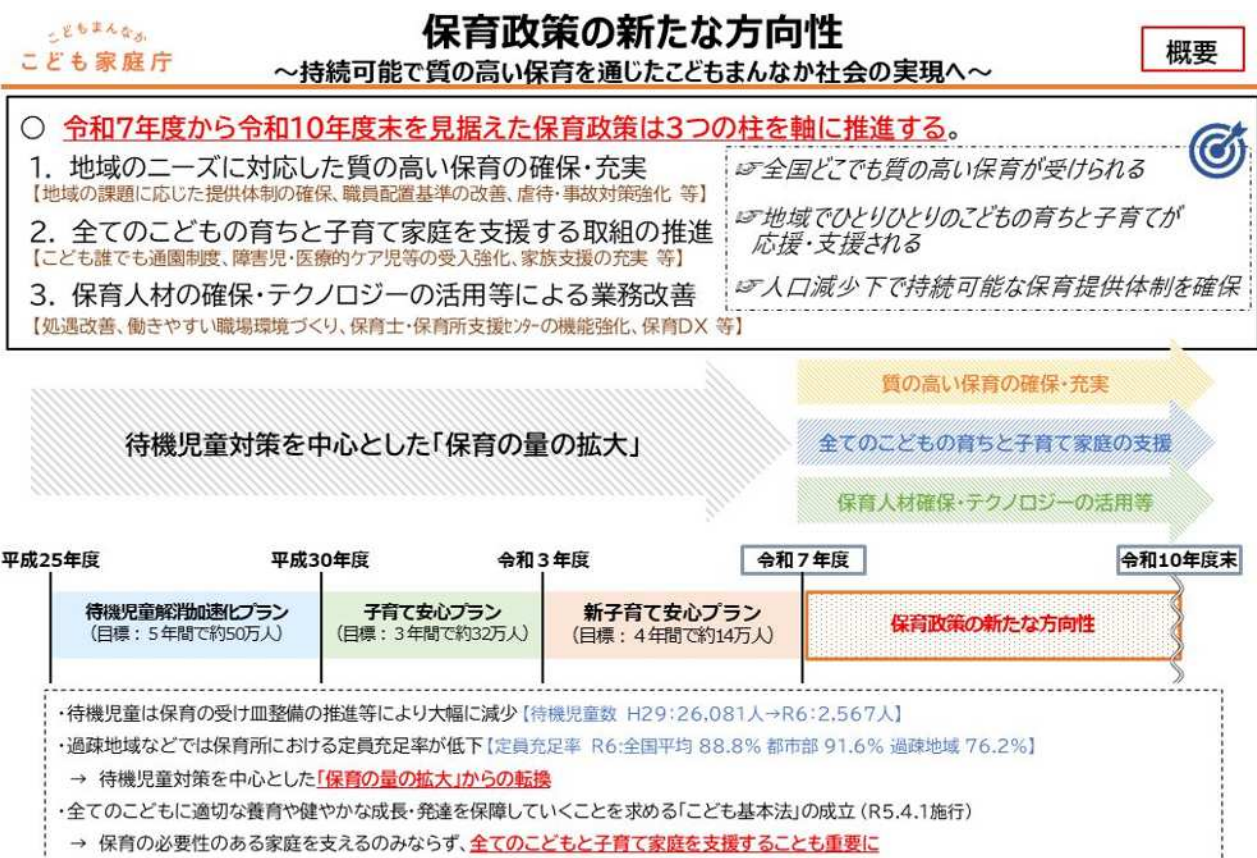
(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

(3) 保育政策の新たな方向性

国は、全国どこでも質も高い保育が受けられ、地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援されるような社会を実現するため、今後の保育政策の在り方について示した「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日公表）を取りまとめました。

人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換し、あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保する方針を打ち出しました。



※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

資料：こども家庭庁HP

（４）直近の法改正等

○ 児童福祉法改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが必要であることから、令和４年児童福祉法が改正されました。

この法改正により、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに創設され、これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

また、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が家庭支援事業として位置付けられました。

○ 子ども・子育て支援法改正

「こども未来戦略」（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、令和６年子ども・子育て支援法が改正されました。

この法改正により、妊婦等包括相談支援事業と乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、これら２事業と産後ケア事業が新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました（施行期日は令和７年４月１日）。

また、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」が創設されました（施行期日は令和７年４月１日）。

なお、こども誰でも通園制度については、令和８年度以降は新たに創設される「乳児等のための支援給付」として支給されることとされています。

6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の実情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援しています。

（１）都道府県設定区域の設定

- 区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。
- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することとされています。
- 都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

< 都における区域設定 >

1 号認定 3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望	都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。 また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されていない。 よって、都全域を一つの区域設定とする。
2・3 号認定 0～5 歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。 また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。 よって、区市町村が設定する区域と同一とする。
地域子ども・子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。 よって、区市町村ごとに 1 区域とする。

(2) 量の見込みと確保方策

- 区市町村は、必要とする全ての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるように、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。
- そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めています。
- なお、区市町村は、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案することとされています。
- 都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

< 都における量の見込みと確保方策 >

(1) 教育・保育について

- 都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、待機児童を解消しその状態を継続するため、地域の実情に応じた区市町村の積極的な取組が進むよう、必要な支援策を講じていく。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

- 子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。
- しかし、都は、区市町村の計画的な取り組みを支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むこととした。